

平成19年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時：平成19年11月16日（金）
午後1時10分～午後2時40分
場所：南三陸町役場
防災対策庁舎1階多目的ホールB

出席者

審査会	会長	及川 利征	
	委員（会長職務代理者）	及川 透	
	委員	坂野 智憲	
	委員	山内 孝明	
			（欠席委員：須藤芳子）
南三陸町	副町長	遠藤 健治	（選任第1号終了時まで）
	総務課長	佐藤 徳憲	
	総務課課長補佐		
	兼総務法令係長	阿部 良人	
	総務課主査	岩淵 武久	
	総務課主事	佐藤 由貴	
	町民税務課長	首藤 勝助	（審議第2号時のみ）
	町民税務課主事	佐々木一之	（審議第2号時のみ）
	企画課主幹		
	兼電子情報化推進係長	及川 明	（審議第2号時のみ）

会議の記録

開会前 午後1時～午後1時10分 各委員に対する辞令交付
副町長あいさつ
出席委員及び出席職員の紹介

午後1時10分 開会

阿部補佐 ただ今から、平成19年度第1回南三陸町情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

審査会の資料、1ページをめくっていただきますと、まず、審議第1号、選任第1号となっております。選任第1号につきましては、会長の互選ということとなっておりますので、会長の互選まで、副町長に進行のほう、お願いしたいと思います。

副町長

はい。それでは、事務局から説明があったとおり、進めさせていただきたいと思います。暫時、私のほうで、この会議の進行ということで、よろしくをお願いします。

それでは早速、審議に入りたいと思います。審議第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会運営規程の制定についてを、事務局のほうから説明をさせたいと思います。事務局、お願いします。

岩淵主査

はい。それでは、御説明させていただきます。審議資料の1ページ目をお開き願います。

(審議第1号提出文朗読)

御説明申し上げます。こちらの、審査会運営規程につきましては、さきに、資料として予め送付させていただいておりますが、この審査会自体につきましては、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置されておる附属機関となっております。この審査会条例の中では、大まかな、例えば委員の人数等、会長の職務等、そういった規定がなされておりますが、その条例で規定されていない、審査会の運営自体に係る内規といいますか、今後、この審査会を運営していただく上でのある程度の基準といいますか、定めとして、今回、提出させていただいております。概要といいますか、内容について、各条ごと、説明させていただきます。

まず、第1条、この規程の制定の趣旨でございますが、こちらは、情報公開・個人情報保護審査会条例第11条において、審査会の運営自体に関しては、条例ではなくて審査会が別途定める旨の委任規定がなされております。それを受けまして、審査会の運営に関して必要な事項を定める規程です、という内容の第1条となっております。

続きまして第2条でございますが、見出し、会長の任期となっておりますが、実際、審査会条例におきまして、審査会の委員の任期に関しては定めがなされておりますが、この後に互選いただく会長、その職としての任期自体については、この規程において定めさせていただくというものです。会長の任期につきましても、委員の任期に同じくということでの規定となっております。

第3条の会長の職務執行ということで、これは、改選期等、会長が互選されるまでの間は、年長の委員の方が臨時に会長の職務を行う、といった旨の規定となっております。

続きまして第4条、会議の招集、こちらは会議の招集に関する具体についての規定となっております。実際には、今回は、審査会設置後の第1回ということで町長名による招集とさせていただいておりますが、今後は、条例の定めにより会長のお名前でも招集させていただくこととなります。その際の、招集の方法、方法とする通知への記載事項等について

規定しているものとなっております。

第5条、会議の公開についてでございますが、情報公開、或いは個人情報保護制度に係るこの審査会の会議について、原則として公開といった考えとするもので、不服申立て等に係る調査審議を除いては、この審査会の会議を原則公開とした上で、その公開の方法等について規定しているものです。

第6条につきましては、会議開催の周知ということで、この審査会、第5条の公開を受けまして、審査会の全部又は一部を公開することとした場合の一般の方々への周知の方法、内容の具体について定めております。周知の方法につきましては、第2項において町ホームページと南三陸町役場の掲示場への周知文等の掲示により行うといったことでの規定となっております。

続きまして第7条、会議録の調製です。この審査会の会議録につきましては、審査会開催の都度、会長の命により事務局、処務担当のほうで作成させていただき、会長と出席いただいた委員のうちから会長から指名のあった委員の方が確認、署名いただくといった旨の規定となっております。

最後の条となりますが、第8条、こちらは、この審査会の処務につきまして、南三陸町の総務課において担当するといった規定となっております。

また、附則、1項のみの構成となっておりますが、この規程の施行期日を定めているもので、本日、本件御決定いただいた後、直ちに施行としておるものです。

以上が、各条ごとの内容となっております。御審議等、よろしく願いたいいたします。

副町長

はい。ただ今、処務担当のほうから、審査会運営規程の内容について説明がありました。規程の制定の背景というか、根拠等に係る分についても、併せて説明がありましたんで、説明がありましたこの運営規程についてなにか御意見、御質問等ありましたら、御発言をいただきたいというふうに思います。

(特に意見等なし。)

ございませんか。

説明にもございましたとおり、審査会の運営に当たっての内規的なものとしての規定だというふうに説明がありましたし、その説明の中で御理解をいただいたということで、御意見、御質問がないようですので、本件につきましては、原案どおり決定したいというふうに思いますので、よろしゅうございますか。

それでは、御異議なしということでございますので、審議第1号につ

きましては、原案どおり決定をさせていただきたいと思います。

それでは、本来であればただ今決定をいただきました審査会規程第3条の規定に基づきまして、会長が互選されるまでの間、年長の委員がということになりますけども、よろしければ引き続き私のほうでこのまま座長を務めさせていただいて、次の選任第1号まで、職務を執行させていただいてというふうにと思いますが、よろしいですか。

(特に意見等なし。)

はい。それでは、会長が選任されるまで、引き続き座長の職務を執らせていただきたいと思います。

それでは、改めまして、選任第1号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会長の互選について、提出をいたします。処務担当の説明を求めたいと思います。

岩淵主査 はい。それでは、審議資料3ページ目をお開き願います。

(選任第1号提出文朗読)

御説明申し上げます。こちらにつきましては、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会条例の第4条のほうで、会長についての定めがされております。この会長自体につきましては、条例第4条第1項で委員の互選により定めていただく旨、規定がされております。このことから、本日、選任第1号として、この審査会の会長を互選いただくといったものとなっております。よろしく願いいたします。

副町長 はい。ただ今処務担当のほうから説明がありました。説明にもありましたとおり、条例上、会長の選任については委員の互選によることになってございます。その互選の方法等も含めて、御意見等ありましたら、どうぞ、よろしく願いしたいというふうに思います。

及川透委員 僭越ながら、よろしいでしょうか。

副町長 はい、どうぞ。

及川透委員 委員の方々、私も今日初めてなんですけども、この職業のところを見とますとですね、弁護士さんは仙台の方ということで、お出でいただくにもいろいろと問題があるのかなと思います。それで、山内先生もたいへん博学な方で適任かと思います。それで、私は経験不足ということで遠慮させていただいて、勝手ながらですが、及川利征さんをお願いできればと私は思いますが。

副町長 はい。今、及川透委員さんのほうから、及川利征委員を会長として適任じゃないか、という御発言がありましたけど、その他、ございましたら、お願いしたいと思います。

坂野委員 私も、地元の方のほうの方がよろしいかと思っておりますので。

副町長 それでは、ただ今、坂野先生からもそういうお話がございましたし、その他、特に御意見ございませんので、お諮りを改めてさせていただきます。

ますけども、ただ今御提案のございました及川利征委員を本審査会会長
にお願いをするということで、よろしゅうございますか。

(異議ない旨の声あり。)

はい。それでは、御異議なしと認めます。なお、確認のため、処務担
当から、お名前を含めて朗読させます。

岩淵主査 はい。それでは、資料3ページ目に、記入等お願いいたします。南三
陸町情報公開・個人情報保護審査会会長、氏名、及川利征。なお、お名
前の文字等、本日お配りしております名簿を御確認いただければと思い
ます。よろしくお願いいたします。

副町長 ただ今、処務のほうから、朗読がありましたがお手元の議案書のほう
への御記入方、御確認をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、会長が選任されましたので、議長の職から下りさせていた
だきます。御協力ありがとうございました。それでは、及川会長さん、
よろしくお願ひしたいと思います。たいへん申し訳ございません。退席
をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

(副町長退室し、及川会長が議長席へ移動)

及川会長 それでは、早速でございますが、委員皆様方に御推薦いただきました
ので、会長という職を遂行させていただきます。ただ今、運営規程です
か、実際私が年長委員ということで、年齢的にも一番上になっているの
かなと思っております。重要な職を遂行していく訳でございますが、私
もかつて、役場職員としておった訳ですが、先ほども遠藤副町長さんか
らお話がありましたが、情報公開、非常に重要な部分でございます、
行政も当然にきちんとした仕事をし、住民の方々に情報を公開していく、
また、そういった中、この情報化社会の中で、住民の方々の個人情報を
しっかりと保護していかなければならない、そういった社会となってお
る訳でございます。皆様方の御協力を得ながら、審査会の会議の運営を
図っていきたいと思いますので、今後、よろしく御協力の程お願ひ申し
上げます。

それでは、事務局、審議事項進めてよろしいですか。

岩淵主査 よろしくお願ひいたします。

及川会長 それでは、先ほどまでの審議第1号、選任第1号につきましては、遠
藤副町長さんの進行で進めていただいた中で御承認、御決定いただいた
ものと確認いたします。

選任第2号、南三陸町情報公開・個人情報保護審査会会長の職務を代
理する委員の指名について、を上程いたしたいと思ひます。事務局、よ
ろしくお願ひします。

岩淵主査 資料4ページ目をお開き願ひします。

(選任第2号提出文朗読)

御説明申し上げます。こちらの選任第2号につきましては、情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第3項に、読み上げますが、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、予め会長が指名する委員が、その職務を代理する、と規定されております。この選任第2号は、会長が欠けたとき等のための予めの指定ということで、本日、会長により御指名いただくものです。よろしく願いいたします。

及川会長 　ただ今事務局から説明がありました、いわゆる会長の職務を代理する委員の指名でございますが、一応、会長からの指名でございます。皆様方、どなたかお掛けいただくという方がいらっしゃればなんですが、なければ私の一方的な指名ということでよろしいですか。

（異議ない旨の声あり。）

はい。それでは、私のほうから指名をさせていただきます。行政書士の及川透さん、いかがですか。

及川透委員 　私、経験不足なもので、どうでしょうかね。

及川会長 　一方的な指名で恐縮ですが、よろしく願いしたいと思います。

及川透委員 　承知しました。

及川会長 　それでは、及川透委員さんということで、お願いします。

阿部補佐 　会長、よろしいでしょうか。

及川会長 　はい、どうぞ。

阿部補佐 　たいへん恐縮ですが、ここで、若干の休憩ということでお願いできればと思います。

及川会長 　それでは、休憩といたします。

（休憩（審議第2号に係る準備及び関係職員の入室））

阿部補佐 　それでは、審議第2号に入ります前に、説明のための職員等、出席しておりますので、紹介したいと思います。

（審議第2号の説明のために出席の職員について紹介）

それでは、お願いします。

及川会長 　それでは、再開、審議第2号の審議に入ります。事務局、お願いします。

岩淵主査 　はい。それでは、審議資料の5ページ目をお開き願います。

（審議第2号提出文朗読）

それでは、私のほうからは、この審議第2号の提出自体について御説明申し上げます。審議第2号に関しましては、平成19年10月25日付けで、南三陸町長から正式に審査会あて、オンライン結合による個人情報の提供についての諮問がなされております。そちらの旨につきましては、10月29日付けで、総務課総務法令係のほうから各委員の皆様

に、資料についてということで予め送付させていただいております内容となっております。本日、予めお送りしております資料と同様のものを再度お手元のほうにお配りさせていただいております。諮問の詳細につきましては、この後、町民税務課の担当のほうから御説明申し上げますが、概要といたしましては、個人情報保護条例第11条のほうで、オンライン結合による個人情報の提供の制限について規定されております。この第11条、内容といたしましては、第1項において実施機関は、町以外のものとの間において、原則として通信回線を用いた電子計算機の結合により個人情報の提供をしてはならない旨規定されており、第2項では、公益上の必要があり、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられているとした場合で、オンライン結合により町以外のものへの個人情報の提供を開始するときは、法令に定めがある場合を除き、予め審査会の意見を聴かなければならないこととされております。電子計算機、オンライン結合等の定義につきましては、以前にお配りしております当課作成の解釈資料、いわゆる逐条解説、こちらでも若干触れさせていただいておりますが、各実施機関が管理する電子計算機、コンピュータとなりますが、と、町以外のものが管理する電子計算機を直接回線を用いて結合すること、となっております。今回の諮問は、条例の第11条第2項に基づくものとなっておりますが、諮問のあった事項の詳細につきましては、町民税務課佐々木主事のほうから御説明申し上げます。

佐々木主事 それでは、詳細について説明申し上げます。以前、10月の末に委員の皆さんのお手元に資料が届いているとおりの内容となっておりますが、若干、説明させていただきます。

平成20年4月から、先ほどお配りしたパンフレットにもありますとおり、後期高齢者医療制度という制度が始まります。これに伴って、宮城県全体で36市町村あるんですけども、これらが一つとなりまして、宮城県後期高齢者医療広域連合という連合体をつくりまして、そこを中心に今後の後期高齢者医療の運営等が動き出します。広域連合、市町村のそれぞれの役割が明確になっておりまして、広域連合のほうは保険料の決定、医療を受けるときの給付等を行い、市町村につきましては、決定された保険料の徴収等、保険証の引渡し等を行うというものであります。広域連合と市町村を結ぶ電算システムについて、今回オンラインを進めていきたいということで、諮問させていただいた訳でございますが、広域連合のほうも、オンライン結合をするということを前提として業務を進めています。これについては、広域連合を設立するに当たっての準備委員会で決定されていることに基づいております。

なぜ、広域連合と市町村とのオンライン結合が重要かと申しますと、

実際、業務を行うに当たって、市町村で一旦広域連合に情報を提供する場合に、市町村で今持っている住民情報、税情報、その他の情報を一度、電子媒体、フロッピーとかというかたちで引き出して、更にそれを広域連合の端末に再度送信するというかたちをとりますと、その時点で個人情報等の機密性等が失われるということが懸念される、更には、広域連合から市町村に情報が流れてくるといったことを考えますと、オンライン結合をしていないと、データの取り出し等で一旦は外に情報が出てしまうといったことが考えられます。ので、情報漏れを防ぐといったことが大前提にあります。当町から広域連合への情報提供に当たっては、さきにお配りした資料にもありますけども、提供する住民基本台帳情報等は該当する方のいる世帯の世帯単位での情報を提供することとなりますが、老人保健法、現在の老人保健法に基づき当町が保有している情報、これは、その対象者の方の分のみの提供となります。また、収納、滞納情報に関しましては、保険料の滞納状況等、個人単位での提供となります。その他としております事項につきましては、現在、確定したものとなっておりますが、予想されますのは、重度の障害情報等が考えられるものです。

今回の、この広域連合とのオンライン結合、お配りしております資料を見ていただきますと、実際に結合するのは、資料の図の中心にあります窓口端末と市町村システムの間部分をオンライン化するというものです。この結合によって、市町村と広域連合との連携をスムーズにしていくというものとなっております。このオンライン化することについて、高齢者医療の確保に関する法律、この法律によって、広域連合が求める情報については、提供することはできるといった形での法律が定められております。ただし、この法律ですが、4月1日の施行となっております。その施行以前、19年度に関してどのようにしたらよいかといいますと、お手元にお配りしている官報資料にもありますが、健康保険法の一部を改正する法律の附則で本高齢者医療の事務に必要な準備行為は、事前に行うことができるという規定がされてございます。さらに広域連合への情報提供についてということで、厚生労働省の担当課長のほうから通知がありまして、必要な情報提供に関しては、広域連合のほうに提供することができるという旨の規定がありますよといった内容についての通知がされております。

技術面、運用面に関してですが、セキュリティに関して、ファイアウォールというかたちで、一部の情報、必要な情報しかやり取りができないというシステムとするほか、運用面として、誰でもこのオンラインでの情報のやり取りに関われるということとはしないで、限定された者のみ業務に従事、システムを扱うといったことで考えております。

今現在、県内の全市町村が広域連合については全部入っているという訳ですが、現時点で全くオンライン化しないといった市町村はないもので、そういった面も踏まえまして、セキュリティ優先をしっかりと考えて、担当課としてはオンライン結合により個人情報を提供することとして考えております。

及川会長 はい。担当課の説明が終わりましたが、私自身なんですけど、その内容ですか、もうちょっと、具体的にといいますか。暫時休憩します。

(休憩 (休憩間において制度面に関する質疑等あり。))

及川会長 再開します。

ただ今、休憩中において、審議第2号についての確認等を行っていたございましたが、御質問等ございませんか。

(特に質問等なし。)

御異議ございませんか。

(異議ない旨の声あり。)

御異議なしと認めます。審議第2号、オンライン結合による個人情報の提供については、審査会として異議がない旨と決定いたします。

本日の会議に提案されております案件については、以上でございますので、よろしいですか。

佐藤課長 一旦、町民税務課等の職員退席ということでよろしいですか。

及川会長 はい。御苦労様でした。

(審議第2号に係る関係職員退室)

及川会長 それでは、第1回の審査会については、審議等終えましたので、これで閉会ということでよろしいですか。事務局からなにかありましたら。

岩淵主査 御説明といいますか、御確認いただきたい事項といたしましてですが、本日、審議第2号として御審議いただきましたオンライン結合による個人情報の提供についてですが、こちらにつきましては、本日審議いただいた経過といいますか内容に基づきまして、審査会の意見として南三陸町長あて正式に答申いただくこととなりますが、答申書の作成等、必要な事務手続につきましては当課のほうで進めさせていただき、それで書類自体について各委員の皆様にご確認いただくということで今後よろしいでしょうか。

及川会長 失礼しました。諮問されておりました事項、本日の審議結果に基づきまして、最終的に審議会意見として答申する、よろしいですね。

(異議ない旨の声あり。)

岩淵主査 その他になりますが、現在、町の各実施機関において個人情報取扱事務の実施状況について、条例の関係規定に基づき町長あて届出を行って

おります。

実際、既に届出の期限として設定のあった時期を経過し、約300件ほどの届出がなされております。現在私の方でデータとして取りまとめ中ですので、こちらにつきましては、町の総合的な個人情報取扱の窓口となる南三陸町総務課として、後日、委員の皆様あて、紙ベースの一覧といったかたちにより情報提供させていただきたいと考えておりますので、その点御了解いただきたいと思います。

及川会長 はい。承知しました。

それでは、本日の会議を閉会といたしたいと思います。御苦勞様でした。

午後2時40分 閉会

参考資料) 休憩間における質疑の概要

※ 質疑等が行われる前において、町民税務課長から、後期高齢者医療制度の詳細、県内他市町村の状況等について、説明あり。

○ 対象となる者のみの情報提供ということではないのか。

↓

税情報等、保険料の算定に必要な世帯単位での提供となる。

○ 広域連合の事務局はどこにあるのか。例えば、実際には国保連合会と同一のものなのか。

↓

事務局は、仙台市の自治会館内にある。組織としては、県、市町村の派遣職員が事務に当たっており、また、国保連合会とは全く別な組織である。

○ 一般的にインターネットといわれるものによる結合か。

↓

専用回線による結合となる。セキュリティ面では、一般的なインターネットとは全く異なる措置を図るものである。南三陸町のみが使用するいわゆるアドレスが存在し、ハード面からいえば、他の者等が介入することを不可能とするシステムとしている。

○ 端末に使用するパソコンやソフトは一般的に利用されている機器なのか。

↓

端末は、通常のノートパソコンであり、OSはウィンドウズが基本ベースとなる。不必要な他のソフトウェアはインストールしないものとしている。

○ 既存の住基ネットワークとは別な回線等によるものか。

↓

オンライン結合の回線等についての考え方については基本的には同様であるが、回線自体は当然に別なものとなる。

○ 結合することとした場合、庁舎内に何台の端末を設置するのか。また、この事務に関与する職員の程度はどのように考えているのか。

↓

端末自体は、1台のみの設置である。従事職員としては、現状からすれば1名であるが、今後、実際には、必要最低限の人数として、直接の担当者及びその係長の2名程度に限定することとして予定している。

- このシステムに限らず、現段階で職員が個人情報を外部に持ち出すことは物理的にできるのか。



持ち出そうとすれば、物理的には、絶対にそれを不可能とは言えない。

- 広域連合にサーバーを置くということであるが、そのサーバーに蓄積されているデータは、各市町村が自由に見たりできるということなのか。



イーサネット回線という仕組みの中では、他の市町村の情報を見たりといったことはできないものとなっている。万が一、何らかの事故が生じた場合のため、ファイアーウォールという仕組みにより、当該事故が他の回線等に影響を及ぼすことのないよう対応している。サーバーを36機それぞれ設置するといったものとなる。また、当町と広域連合として考えれば、双方向の仕組みとなる。

- 36市町村中、すべての市町村が接続予定ということか。



36市町村中、当町を含め4の団体が接続に向けた検討中となっており、32市町村については、接続を決定しているという状況である。

- 提供する情報の中に、例えば生活保護に係る情報が挙げられているが、こういった理由により提供するのか。



保険料の算定、徴収等のために要する情報として提供するものである。この他、税の滞納情報等についても、同様の理由により提供する。